

## 兵庫県障害者自立支援連絡協議会 相談支援部会の活動報告

## 1 県内の相談支援・権利擁護関連の状況

	直近の状況									
実態把握・課題整理・情報共有	<p>○ 平成 30 年度相談支援事業の実施状況調査【別紙参考資料 1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談支援事業所数</th> <th>相談支援専門員数</th> <th>委託市町数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>372事業所 (1万人あたり0.68事業所) 【全国平均0.77事業所】</td> <td>780人 (1万人あたり1.42人) 【全国平均1.63人】</td> <td>34市町 (設置割合 82.9%) 【全国平均 90%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 市町ごとの計画相談進捗状況調査及び指導【別紙参考資料 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・[障害者] 県平均 95.5% (H31.3) (全国平均 99.3% (H30.9))</li> <li>・[障害児] 県平均 98.3% (H31.3) (全国平均 99.7% (H30.9))</li> </ul>	相談支援事業所数	相談支援専門員数	委託市町数	372事業所 (1万人あたり0.68事業所) 【全国平均0.77事業所】	780人 (1万人あたり1.42人) 【全国平均1.63人】	34市町 (設置割合 82.9%) 【全国平均 90%】			
相談支援事業所数	相談支援専門員数	委託市町数								
372事業所 (1万人あたり0.68事業所) 【全国平均0.77事業所】	780人 (1万人あたり1.42人) 【全国平均1.63人】	34市町 (設置割合 82.9%) 【全国平均 90%】								
相談支援体制・自立支援協議会の支援・評価	<p>○ 障害者ケアマネジメント体制整備のための取り組み 高齢障害者ケアマネジメントの推進、障害・介護連携体制検討会議での検討結果の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援を“つなぐ”研修会の開催（平成 30 年度開催実績） 4 回開催、参加者 222 名</li> </ul> <p>○ 相談支援部会の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年 4 回定例開催の継続（令和元年度：6/10, 9/2, 11/18, 2/17）</li> </ul>									
相談支援人材の資質向上	<p>○ 相談支援従事者リーダー研修・基礎研修（30 年度開催実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー研修（2/28、3/1） 参加者 29 名</li> <li>・基礎研修（7/13、14） 参加者 27 名</li> </ul> <p>○ 相談支援専門コース別研修（30 年度開催実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回（12/13） テーマ：意志決定支援 参加者 97名</li> <li>・第 2 回（1/18） テーマ：地域生活支援拠点 参加者104名</li> <li>・第 3 回（3/20） テーマ：コミュニティソーシャルワーク 参加者 29名</li> </ul>									
権利擁護	<p>○ 虐待通報・対応状況調査【別紙参考資料 3】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付年度</th> <th>相談・通報・届出件数</th> <th>虐待認定件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>113 件</td> <td>31 件</td> </tr> <tr> <td>【参考】28 年度</td> <td>104 件</td> <td>17 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 障害者虐待対応力向上研修（30 年度開催実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉施設等従事者向け研修 10 回開催、参加者 920 名</li> <li>・行政職員・虐待防止センター職員向け研修 1 回開催、参加者 107 名</li> </ul>	受付年度	相談・通報・届出件数	虐待認定件数	29 年度	113 件	31 件	【参考】28 年度	104 件	17 件
受付年度	相談・通報・届出件数	虐待認定件数								
29 年度	113 件	31 件								
【参考】28 年度	104 件	17 件								

## 2 相談支援部会における協議状況等

### (1) 平成30年度の議事内容等

- ・課題解決に向けた協議
    - 相談支援に係る人材育成・人材定着について
    - 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の整備について
  - ・行政からの報告
    - 第5期兵庫県障害福祉推進計画の概要について
    - 精神障害者地域移行・地域定着支援の推進に向けた取組について
    - 計画相談支援に係る報酬改定の影響について 等
- 前年度に実施した市町調査の結果を基に、人材育成・人材定着に関して協議。
- 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備状況や法的な位置づけを踏まえ、各地域における基幹や拠点等のあり方（役割・機能等）を議論。

### (2) 令和元年度の議事内容等

- ・課題解決に向けた協議
    - 市町の相談支援に係るしくみと課題について
    - 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の整備について
  - ・行政からの報告
    - 計画相談支援に係る報酬改定後の状況について 等
- 今年度の成果物として各相談機関の役割やつながりを示す図を作成する方向で議論。
- 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の方法や、県内に普及させていく方法について議論。

## 平成30年度障害者相談支援事業の実施状況等 集計結果のポイント

(厚生労働省調査・30.4.1現在(H29年度実績)【確定】)

設問	回答		備考
	29年度調査	30年度調査	
相談支援事業所 純計(重複控除済)	358事業所 (1万人あたり0.65事業所)	372事業所 (1万人あたり0.68事業所)	
うち指定一般 (県指定)	126事業所	135事業所	※うち一般のみ指定は「明石市社協」、「指定相談支援事業所ハート・ケア・ステーション(加古川市)」、「三田市障害者生活支援センター」の3事業所(純計と指定特定の計との差)
うち指定特定 (市町指定)	355事業所	369事業所	
うち指定障害児 (市町指定)	268事業所	282事業所	
相談支援専門員	685人 (1万人あたり1.24人)	780人 (1万人あたり1.42人)	
障害者相談支援 事業の委託市町	36市町(87.8%)	34市町(82.9%)	※未実施は、加古川市、三木市、高砂市、篠山市、宍粟市、たつの市、稲美町
基幹相談支援 センターの設置市町	12市町(29.3%)	15市町(36.6%)	※尼崎市、加古川市、三田市の3市が新設
機能強化事業の 実施市町	23市町(56.1%)	26市町(63.4%)	
成年後見制度利用 支援事業の実施市町	41市町(100%)	41市町(100%)	
成年後見制度法人後見 支援事業の実施市町	5市町(12.2%)	5市町(12.2%)	
自立支援協議会の 設置市町	41市町(100%)	41市町(100%)	※数は45(単独32、共同3(神崎郡、南但、淡路)、神戸市1+区毎9)
地域自立支援協議会 の平均開催回数	全体会 1.8回 専門部会 27.6回	全体会 2.5回 専門部会 29.6回	

注1) 当調査では実働の事業所・専門員数をカウントするため、指定登録数等とは異なる場合がある。

注2) 推計人口(29.4.1現在) 兵庫県5,502,755人

推計人口(30.4.1現在) 兵庫県5,484,980人

記者発表(資料配布)				
月 日	担当課室名 係 名	電話番号	発表者名 (担当主幹)	その他発表・配布先
12月27日(木)	障害福祉課 障害政策班 (障害者権利擁護担当)	内線 3002 直通 078-362-9104	課長 崎濱 昭彦 (主幹 伊賀 大司)	—

## 平成 29 年度兵庫県内の障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の状況等の公表について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）第 20 条及び同法施行規則第 3 条に基づき、平成 29 年度における兵庫県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等を公表します。

### 1 障害者虐待防止法に基づく相談・通報・届出受理件数等

受付年度	相談・通報・届出があった件数	虐待が認められた件数
29 年度	1 1 3 件	3 1 件
【参考】28 年度	1 0 4 件	1 7 件

### 2 虐待が認められた案件の概要及び採った措置の概要

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
1	就労継続支援 A 型	職業指導員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
2	施設入所支援・生活介護	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
3	就労継続支援 B 型	生活支援員	身体的	県・市による事実確認 障害者総合支援法に基づく改善勧告
4	施設入所支援・生活介護	生活支援員	身体的	県・市町による事実確認 障害者総合支援法に基づく改善勧告
5	放課後等デイサービス	管理者	心理的	県・市による事実確認 児童福祉法に基づく改善勧告
6	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
7	放課後等デイサービス	支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
8	共同生活援助	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
9	共同生活援助	代表者	心理的	市による事実確認 指定の全部の効力停止 6か月
10	施設入所支援	生活支援員	性的	県・市による事実確認 文書・口頭で指導
11	共同生活援助	管理者	性的	市による事実確認 文書・口頭で指導
12	共同生活援助	サービス管理責任者	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
13	生活介護	生活支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
14	施設入所支援	介護職員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
15	放課後等デイサービス	支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
16	放課後等デイサービス	管理者	心理的	県・市による事実確認 児童福祉法に基づく改善 勧告
17	放課後等デイサービス	児童発達責任管理者	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
18	居宅介護	ヘルパー	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
19	放課後等デイサービス	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
20	施設入所支援・ 生活介護・自立訓練	生活支援員	性的	市による事実確認 文書・口頭で指導
21	施設入所支援・ 生活介護・自立訓練	生活支援員	性的	市による事実確認 文書・口頭で指導

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
22	施設入所支援・生活介護・自立訓練	生活支援員	性的	市による事実確認文書・口頭で指導
23	施設入所支援・生活介護・自立訓練	生活支援員	性的	市による事実確認文書・口頭で指導
24	施設入所支援・生活介護	生活支援員	身体的	市による事実確認文書・口頭で指導
25	就労継続支援B型	生活支援員	心理的	市による事実確認文書・口頭で指導
26	就労継続支援B型	生活支援員	身体的	市による事実確認文書・口頭で指導
27	放課後等デイサービス	指導員	身体的 心理的	市による事実確認文書・口頭で指導
28	障害者地域活動支援センター	指導員	心理的	市による事実確認文書・口頭で指導
29	短期入所	生活支援員	身体的	市による事実確認文書・口頭で指導
30	就労継続支援B型	代表者	心理的	市による事実確認 障害者総合支援法による改善勧告
31	就労継続支援B型	サービス管理責任者	心理的	市による事実確認文書・口頭で指導

(参考)

## 平成29年度兵庫県内障害者虐待の状況について

### 1 障害者虐待防止法に基づく相談・通報・届出受理件数等

(単位：件)

類型	相談・通報・届出件数		虐待が認められた件数	
	28年度	29年度	28年度	29年度
施設従事者等	104	113	17	31
養護者	185	175	48	55
使用者※	21	17	3	1
合計	310	305	68	87

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありと兵庫労働局長に報告した件数

### 2 施設従事者等虐待において虐待が認められた案件の概要

(単位：件、%)

	障害種別				計※	虐待種別					計※
	身体障害	知的障害	精神障害	不明		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	
件数	8	35	7	1	51	13	6	14	0	0	33
構成比	15.7	68.6	13.7	2.0	100.0	39.4	18.2	42.4	0	0	100.0

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

#### 〔関連法令〕

#### ◎ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### ◎ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（抄）

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種